

令和3年宇治田原町総務建設常任委員会

令和3年3月15日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第24号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）

議案第23号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第27号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）

議案第28号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）

議案第29号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）

議案第30号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）

議案第31号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）

議案第32号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）

議案第33号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））

議案第34号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）

議案第35号 指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

- ・宇治田原町都市計画審議会令和2年度第2回会議結果概要について
- ・新名神高速道路建設事業について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員

10番 榎木憲法 委員

12番 谷口 整 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長	山 下 康 之 君
都市整備政策監	星 野 欽 也 君
総務担当理事	奥 谷 明 君
建設事業担当理事	
事務代理兼 上下水道課長	垣 内 清 文 君
総務課長	青 山 公 紀 君
企画財政課長	村 山 和 弘 君
企画財政課課長補佐	中 地 智 之 君
税住民課長	馬 場 浩 君
建設環境課長	谷 出 智 君
まちづくり推進課長	
事務代理兼 まちづくり推進課 課長補佐	下 岡 浩 喜 君
産業観光課長	木 原 浩 一 君
産業観光課課長補佐	廣 島 尚 夫 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され付託されました11議案、所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、3月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんには大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

もう3月も半ばになりまして、非常に今は寒暖差の激しいような時期になりましたけれども、本当に春の訪れと申しますか、宇治田原の山の里にもウグイスの声が聞こえるような季節になったところでございます。今日は日中は非常に温度が上がるようで、朝夕まだ寒い時期があらうかと思っておりますけれども、委員の皆さん方におかれては、お体には十分にご留意いただきまして、また引き続いてご活躍をいただきたいと思っております。そういう時期でもございますので、テレビで言うてましたけれども、それぞれの方が着る物によって、みんな調整をしていただかなあかん時期でもありますよと、このようなことでございます。

そういった中、東日本大震災からちょうど丸10年ということで、議会のほうでも黙祷いただきまして、町のほうといたしましても、職員への一斉メールのテスト、あるいはまた、災害応援協定を結んでいる町との連絡連携、そしてまた、午後2時46分に黙祷もさしていただいたというところでもございまして、本町におきましても、そうした何時起こるか分からないということで、日頃からしっかりと防災意識を高めていきたいと

いうふうに思っております。今日も午前0時25分に和歌山県の湯浅町で震度5弱の地震があったということで、またそういったことが起こり得る可能性があると言われていましたけれども、今のところ特に被害はないということで、非常に安堵しておりますけれども、そういったことについても、しっかり意識を持っていきたいと思っております。

そういった中で、新型コロナウイルスにつきましても、本町では12月19日に1例目が出て、本年2月1日にちょうど10人目ということで、2月3日に発表がありましたけれども、10人ということで、今現在、その後においては確認されていないということで、本当に町の皆さん方、そういった中でそれぞれしっかりとした感染対策をしていただいているおかげかなと思っております。町といたしましても、そういった状況を踏まえて、しっかりと感染防止対策に努めていきたいと思っております。また、新型コロナウイルスの予防接種も始まりますので、しっかりとした万全の対策を取ってきたいと思っております。

そういった中、本日、総務建設常任委員会の中では、11議案のご審査をいただくということになっております。それぞれ提案説明させていただきますけれども、どうぞよろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。それと、所管事項の報告ということもございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

まず、議案第24号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）を議題といたします。

当局の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第24号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の指定管理者の指定に関する議案につきましては、表のほうに議案一覧としてお示しをさせていただいておりますが、議案第24号から議案第35号までの

12議案がございます。この12議案につきましては、それぞれ12施設の指定期間が令和3年3月31日に満了いたしますことに伴いまして、引き続きこれらの12施設につきまして、指定管理者を指定しようとするために、議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの施設につきましては、これまでから指定管理者である公共的団体により、適切に管理運営が行われてきたところでございます。今後とも円滑な管理運営が期待できると見込まれますことから、引き続きこれらの団体を指定管理者として指定させていただこうとするものでございます。

議案第24号の説明をさせていただく前に、まず指定管理者制度の概要につきまして、A4の縦長の資料をご用意させていただいておりますので、そちらのほうでご説明を申し上げたいというふうに思います。

指定管理者制度とは、条例の定めるところにより、法人、その他の団体であって、地方公共団体が指定するもの、すなわち「指定管理者」に文化施設、公園施設などの公の施設の管理を行わせる制度でございます。平成15年の地方自治法の一部改正により創設された制度でございます。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度でございます。

従来ですと、公の施設というのは、公共団体や公共的団体に限って管理を委託することが認められておりましたが、この制度の創設によりまして、民間事業者やNPO、ボランティア団体等、幅広い団体等に管理を行わせることができるようになったところでございます。

まず、1番、指定管理者が行う管理の業務につきましては、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様に応じて設定をいたします。

2つ目には、指定管理者制度につきましては、各自治体の条例、本町で申し上げますと、宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例におきまして、指定管理者の指定の手續き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項を定めさせていただいております。

3番、指定管理者の指定に当たりましては、公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等につきまして、あらかじめ議会の議決を経る必要がございますことから、今回議案提出をさせていただいているところでございます。

次に、4、利用料金の扱いでございます。利用料金は、当該指定管理者の収入として収受させることができます。この場合、利用料金は条例の定めるところにより、当該地方公共団体の承認を受け、指定管理者が定めることとなります。

5番、指定管理者の適正な管理の確保でございます。指定管理者は、毎年度終了後、当該公の施設の管理の業務に関し、事業報告書を作成し、普通地方公共団体に提出しなければなりません。委託をする側も指定管理者による適正な管理が行われているかというところをしっかりと担保していくことが求められております。

次に、めくっていただきまして、裏面、6番になります。宇治田原町における指定管理者制度の導入状況でございますが、今回議案を提案させていただいておりますとおり、現在12の公の施設でこの指定管理者制度を導入しております。対象となる施設は、今回議案を提出させていただいております12施設となっております。先ほど見ていただきました別添の横表の資料に一覧としてまとめさせていただいております。

関係する条例は、先ほど申し上げました手続き全般を定めました宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例と、個別施設それぞれの施設に関しましては、設置及び管理条例の①から⑧までの別添の横表資料でございますと、1番から12番までの個別の施設に関する条例と併せまして、指定管理手続きを進めていこうとするものがございます。

企画財政課の所管といたしましては、横表資料でございますと一番上になります。議案第24号、宇治田原町奥山田ふれあい交流館でございます。まずそちらのほうのご説明を申し上げたいと思います。

こちらの施設につきましては、旧奥山田小学校跡地を改修し、奥山田ふれあい交流館として活用させていただいております。これは平成26年7月1日から指定管理をスタートさせていただきまして以来、奥山田区に指定管理を委託させていただいております。令和3年4月1日から3年間につきましても、引き続き奥山田区によって指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。

手続条例第2条では、公募しなければならないと規定しておりますが、同じく第4条におきまして、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらず選定できるという規定もございますので、設置当初は公募をさせていただきましたが、以降につきましては、奥山田区にお願いをしておりますので、今回も非公募によりまして、令和3年4月1日から3年間、奥山田区に指定管理をお願いしたいと考えているところでございます。議案の説明は以

上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第24号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時14分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

付託議案審査について。

まず、議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するに

ついてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げます。

議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国土調査法に基づき実施した地籍調査、土地の境界や面積の測量でございますが、そちらの成果品を交付するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、宇治田原町手数料徴収条例中に、地籍調査の成果に関する証明手数料の号を加えるものでございます。以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第23号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号から議案第35号までの9議案については、指定管理者の指定についてであるため、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、議案第27号から議案第31号までの5議案については、銘城台自然公園など、都市公園5施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、引き続きこれら

5施設について指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の選定に当たっては、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらず公共団体等を候補者として選定することができます。これらの施設は地域に密着した都市公園であるため、平成18年度から地元自治会を指定管理者としてきました。引き続き、銘城台自然公園及び銘城台児童公園の2施設につきましては、銘城台自治会を、緑苑坂てんじんやま公園、緑苑坂にし公園及び緑苑坂なか公園の3施設につきましては、緑苑坂自治会を指定管理者として指定しようとするものです。以上です。

○委員長（藤本英樹） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議案第32号から議案第35号まで、産業観光課所管の指定管理を説明させていただきます。

まず最初に、議案第32号、宇治田原町林業センターでございます。これにつきましては、用途といたしまして、林業活動拠点施設ということでございます。選定の理由といたしましては、当該施設は平成18年より管理受託しており、施設設置目的である林業の広域活動の推進だけでなく、地域の活性化も効果的に達成することが期待できるためということで、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、宇治田原町森林組合に指定管理をするものでございます。

次に、議案第33号、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）でございます。このくつわ池自然公園につきましては、森林総合利用施設につきまして、令和4年度から民間事業者への委託に向け、地元郷之口生産森林組合と協議を進めているところですが、民間委託するのに、双方、郷之口生産森林組合におきましては事業整理期間、本町におきましては新たな指定管理者の募集等の準備期間を要するため、令和3年度は民間事業者の選定等に向けた整理準備期間として、その間は引き続き郷之口生産森林組合に1年間指定管理をするものでございます。

今後とも、郷之口生産森林組合とともに、森林総合利用施設が利用者の皆さんにとって親しみやすい施設となるよう活用していきたいと考えております。

次に、議案第34号でございます。宇治田原町商工センターでございます。当該施設は、平成18年より管理受託しており、施設設置目的である商工業の発展と活性化だけでなく、地域の活性化も効果的に達成することが期待できるためということで、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、宇治田原町商工会に管理委託するものでございます。

次に、議案第35号でございます。宇治田原町お茶の京都交流拠点施設ということで、観光交流拠点施設でございます。当該施設は開設当初から管理受託をしており、地域に根差した柔軟な運営が行えるとともに、日本緑茶発祥の地の周知を効果的に達成することが期待できるため、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで、1738やんたん里づくり会に委託するものでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある場合は議案名を明確にお願いいたします。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 議案のうちの公園の管理についてちょっとお尋ねいたします。

緑苑坂地区のほうは、この議案でいきますと、29、30、31の3公園が指定管理として公園管理があるわけですけれども、今現在、年間で確か50万円ですか、管理料というんですか、その整備するのに町から補助をいただいています。

それはそれでいいんですけれども、例えば遊具の修理であるとか、それが高額になれば町のほうで全部修理したりするということなんですが、いろいろ話をこの間やっていると、軽微な修理についてはそのこの部分の費用から負担してくれというような話があるんです。じゃ、具体的に金額はいくらまで地元で負担するのか。あるいはいくら以上は逆に全部町のほうの責任で修理するのか、維持管理に対して。というのが、ずっと長年私も見ていますと、曖昧模糊になっているんじゃないかという気はするんです。銘城台のほうでも多分同様やとは思いますが、その辺り、どうなっているのかちょっとお考えをお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 公園の維持管理に関しましてですけれども、遊具等につきましては、町のほうが点検を年2回行っております。その際、A判定等危険度の高いものがありました場合は、町の予算において修繕を行っております。

先ほど、公園の維持修繕の中で、大規模なものとは小規模なものというお話がありましたけれども、大規模なものとはしましては、公園の構造全体に影響のあるようなものについては、町のほうが直営で行います。維持管理の中に入っているものとはしましては、通常公園の管理の中で、植栽の剪定、雑草の除草、電気代とか水道代、そういったものについては指定管理料の中でお支払いいただくような格好となっております。

ただ、フェンスのねじが外れたとか、そういう軽微なものについては、自治会の維持

管理料の中から負担していただきたいと考えておりますが、具体的に金額で線を引いておりませんので、その状況に応じて協議をさせていただいて、町のほうで施工するか、自治会で施工していただくか決めております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ざっくりしたイメージは、今の話で分かるんです。遊具も以前はその費用でやれということだったんですけれども、途中から全部役場のほうで面倒見るといふふうに現在までなっていると思うんですが、今言われた軽微な、例えばフェンスのねじが外れたとか、これも1カ所、2カ所やったらいいんです。これが何十カ所になったら軽微と言えるのかどうか、金額的なものも含めて。

だから、その辺のところが何かちょっと曖昧模糊になって、もう少しはっきりせんといかんのちゃうかないう気はしているんですけれども、それは指定管理の方との話し合いというのがどこまでできているのかどうか、委託するとき。その辺のところへんはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事代理。

○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長（垣内清文） 確かに、今、原田委員おっしゃるように、多少の曖昧さは残ると思うんですけれども、例えば今、ねじが全部外れておるといのは、実際はありえへんと思うんですが、そういうものは老朽化。部分的な修繕ではなくて、抜本的に直さなあかん部分については、町の施設である部分は町で直すという考え方のもとで、恐らくその都度やっぱり協議が必要やと思います。はっきりとここからここまでは例えば自治会でお願いしますね、ここからここまでは町でやりましょうというある程度の線は、今の下岡課長代理が答えたような、例えば遊具の点検をしているので、その修繕については町のほうで任せてくださいと。ただそれ以外の、遊具でも、めったにないと思うんですけれども、例えば部分的にさびているところがあったりとか、部分的な何かの破損があったりとかいうところについては、自治会のほうの指定管理のお金でお願いしますねといのは、過去においてもお願いしてきたところですので、その都度、その都度で、絶対にここはせなあかんとかいうはっきりした部分は除いて、曖昧な部分を残しながらも、これから一緒に管理をしていただきたいといふふうに考えておりますので、その辺はご理解いただけているとは思いますが。いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） その都度、その都度という形で、今まででもそういった形で多分処

理はしてきたと思うんです。ただ、その都度というのは、例えば、言うほうも担当が変わる、それから聞くほうも人事異動等で変わる。ですので、その辺が言うほう、聞くほうの状態によって、判断がその都度ばらばらになるんじゃないかということを先ほどから聞いているわけです。ですから、何らかの一定の基準みたいなものがあつたら、判断基準として、話し合いというのか、ここまでは自分らでやるんだと、ここは役場のほうにお願いするんやということが言えるんちゃうかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事代理。

○建設事業担当理事事務代理兼上下水道課長（垣内清文） 修繕の記録というのは、我々のほうでも台帳の中で残しておる経過がございます。ですから、それを見ながら、今言わったように、職員が変わったらその判断が変わるということではございませんので、ただそうかといって、一から十まで書き連ねると、ちょっとそれも長ったらしくなりますので、曖昧な部分というのは、ある意味それも判断としてはいい方向に向く判断も当然ございますので、その辺りもご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 話としては、方向としては一応理解しているつもりなんですけれども、できましたら、きちっと指定管理者のほうでその都度丁寧な説明をお願いしておきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、全部で12の施設の指定管理が新たにというか、更新されるわけですね。その中で、末山・くつわ池自然公園、この分が先ほどの説明では、1年間、経過的に非公募でいって、来年から公募しますということなんですけれども、先ほど来、公募と非公募の説明はあったんですけども、くつわ池のこの分だけが来年公募されるというのは、どういう理由からなるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 郷之口生産森林組合の組合員さんの高齢化が進んでいる中、今後の公園管理運営を行うことが大変になってきているという現状の中で、同組合より、民間企業への委託について検討してもらえないかというお話がありまして、来年度、1年間、町と地元の間において協議をしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の答弁では、受けていただく側の都合でもう受けられないからほかを探してくれと、こういうふうに分かたんですけれども、先ほどのこの間の説明を聞いていますと、非公募の理由のところ、効果的という言葉が何回も出てきたんですけれども、くつわ池に関しては、もう効果的でないと。だから公募でいくんやというふうにも聞えたんですけれども、この公募、非公募のこの辺りの整理がきちっと、町としてですよ、このくつわ池だけを言うてるんじゃないんですけれども、そこらのきちっとした区分けができていますかどうか。ちょっと今の答弁を聞いてみると、何か疑問というか、それが湧いてきたんですけれども、そこらの考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 指定管理を統括させていただいております担当ということで、ご説明を申し上げたいと思います。

基本的にその考え方でございますけれども、大前提といたしましては、公募というのが大前提でございます。ただ、例えばその施設に、林業センターですとか、やすらぎ荘という実際事務局として入っておられるようなところにつきましては、広く公募するというよりも、その団体さんの運営の中で一緒に管理していただくところがふさわしい部分もあろうというようなことで、そういうところにつきましては、公募ではなくて、そういうやり方をしております。

先ほど言いましたように、例えば奥山田ふれあい交流館でございますけれども、一番最初には公募という形を取らせていただきました。ただ結果といたしまして、地元区のみの手挙げでございましたので、それを引き継いで、今も指定管理をお願いしているところでございます。

全体的に見渡しまして、私どもの指定管理をお願いする施設として、例えば民間さんの活力を活用するという観点から、営業的に収益が上がるような、そういう施設という、本来の指定管理が一番なじむような施設がなかなかないという中で、直接お願いしているもの、また一旦公募させていただいて、実際に受けていただく方を引き続きお願いしているもの、そういういろいろな経過がある中で現在に至っているというところをご理解いただければと存じます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに、公募してもなかなか受け皿の団体が出てこない。だから、どちらかというと無理やりお願いしているというケースもあるのかなということが今の答弁で想定はされるんです。

その中で、先ほど原田委員も言われていましたように、例えば公園の維持管理なんかで、軽微な部分の修理は管理料の中、大規模な修理は当然町のほうでやりますというお話もあったんですけども、確かに何をもちょう軽微かというのは、これは言いにくいし、ある程度幅を持ってやるのが当然必要だと思うんですが、無理やり頼んでいる、また受けている側も無理やり受けさせられているというそんなイメージがあるのかなというのがこのやり取りで出てきたというか、聞こえてきたんですけども。

確かに、郷之口生森も、先ほど言われたように組合員さんが高齢化ってきて、管理するのがなかなかしんどい。これも実際よく分かります。そんな中で、公募してもなかなか、全てが全て受けてもらえへんという理由は分かるんですけども、もう少しこのへんの指定管理の在り方を考えるべきなんちがうかなというのが今のやり取りで分かったというか、出てきたんですけども。

今後3年間、それはそれでやっていただいたらいいんですけども、また次の更新のときに果たして、例えば児童公園なんかを指定管理でお願いするのがいいのか、町が直接管理するのがいいのかも含めて、もう少しこの辺りは考えていただいたらどうかなということをちょっと申し上げたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、またお話でございますけれども、確かに、何とかお願いしたいということで頼んでいるところもあるわけですが、そういうことも踏まえた中で、今後それぞれの指定管理をしているところの実態を整理する中で、今回はこれをお願いをしていく。その間の中でいろんな施設をしっかりと見極める中で、今おっしゃったようなことも踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 取りあえず、3年なり1年なりの期間がありますので、その辺りは十分に検討していただいて、指定管理になじむかなじまんかも含めて、また考えていただいたらいいかなと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

まず、議案第27号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第27号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第28号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第29号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第30号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第31号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第32号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第33号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第34号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第35号、指定管理者の指定について（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました11議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月25日木曜日午後5時までに、議長宛て提出お願いいたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の宇治田原町都市計画審議会令和2年度第2回会議結果概要について説明を求めます。下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 令和3年2月15日に開催されました宇治田原町都市計画審議会令和2年度第2回会議の結果概要について報告申し上げます。

出席者は全員で、資料鑑の裏面の都市計画審議会委員名簿のとおりとなっております。なお、宇治田原町議会議員である第2号委員が交代されての初めての会議となっております。

次に、審議事項・結果についてですけれども、議事1、宇治田原町都市計画マスタープラン（案）に係るパブリックコメント等の結果について（報告）では、まず、宇治田原町都市計画マスタープラン（案）について振り返るために添付しております資料1、宇治田原町都市計画マスタープランの見直し概要、A4判のカラー3枚ものになりますが、その1ページをご覧ください。

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、地域特性に応じた将来都市像を明らかにし、その実現に向けた方策を示す指針となっております。

2ページから5ページには、今般マスタープランを見直す主な理由3つを記載しております。1つ目としまして、2ページですが、令和2年3月に宇治田原町第5次まちづくり総合計画の後期計画が策定されたこと。2つ目は、3ページと4ページになりますが、新名神高速道路の整備の進捗により、宇治田原インター北地区で土地利用が具体化したこと。3つ目、5ページにございますが、最近のまちづくりの動向の変化として、新庁舎の開庁、南バイパスから贄田・立川地区までの宇治田原山手線工事の着手、令和5年度の新名神高速道路の全線開通などを反映いたしました。

次に、資料2、マスタープランに係るパブリックコメントの結果に沿って、4者から提出された22件の各意見と、それに対する町の考え方を説明いたしました。

意見としましては、工業用地の造成、道路の整備・管理、公共交通の充実、公益施設等の整備及び自然環境、景観の保全などに関するご意見をいただきましたが、マスタープランに直接反映するような事項はございませんでした。

会議では、パブリックコメントに対する町の考え方について、住民にどのように周知するのかとの質問がございまして、事務局から、町のホームページで公開すると回答し、了解を得ました。

次に、議事2、宇治田原町都市計画マスタープラン（案）に係る諮問については、都市計画マスタープラン（案）について諮問いたしまして、資料3として添付しておりますが、案のとおり了承するとの答申をいただいております。

続きまして、新名神高速道路の宇治田原インターチェンジ周辺の土地利用構想の具体化に伴いまして、現在用途地域の指定がない当該地の建築物等の用途制限を定めるための地区計画の素案について、資料4のとおり説明いたしました。

議事3としましては、宇治田原インター北地区地区計画（素案）では、宇治田原インターチェンジ北側の土地利用の具体化に伴い、建築物等の用途制限等を定めるため、地区計画の素案及び今後の予定を説明いたしました。

資料4に添付しておりますA3判の地区計画の総括図のほうをご覧ください。

インターチェンジ北側に、赤の実線で囲んだ部分につきましては、現在白地地域で、用途地域の指定はございません。無秩序な開発を防止するために、地区計画、地区整備計画により、建築物等の制限を行います。このエリアは、現在自然クリアゾーンですが、インター南側と同様に、周辺環境に配慮しつつ、産業立地を促進するエリアに変更いたします。

具体的な位置ですけれども、資料1の3ページにもありますが、土地利用構想の概要に示しておりますとおり、大型物流施設の建設敷地、約3.6ヘクタールのうち、宇治田原町粋の約2.6ヘクタールのエリアで、郷之口小字豊前丈と小字西ノ山にまがります。

地区計画の目標は、新名神高速道路の開通による土地利用の転換の要請に備えるとともに、周辺環境と調和した都市環境を形成することです。土地利用の方針は、隣接する城陽市域の工業流通地域と一体となった物流施設とすることです。建築物等の整備方針では、良好な地区環境を保全するため、建築物等の用途、敷地面積、高さ、壁面位置、形態または意匠などを制限いたします。建築物等の用途制限としましては、隣接します準工業地域の用途及び宇治田原町インターチェンジ周辺環境保全特別用途地区と整合が図られたもののみを許容しております。物流拠点として、倉庫棟と、それに付随する事務所等の建築に絞ったものとしております。建築物の面積の最低限度は7,000平米としておりまして、将来別の用途に転用された場合にも、敷地が区割りされないよう相当の敷地面積を確保するようにしております。建築物の高さの最高限度は45mといたします。本町の快適安全な環境づくり条例では、最高限度を15mとしておりますが、この地区整備計画では、大型物流施設に対応すべく45mといたします。壁面位置の制

限については、宇治田原工業団地地区地区計画などと同様に、隣接地境界までの距離を5mにしておりますが、ただし書で、敷地が行政界をまたぐ場合は3mとしております。これは、城陽市では2mとなっていることを考慮し、折衷案とするものです。なお、この地区計画案につきましては、城陽市と京都府山城北土木事務所と調整を行った上、令和2年10月27日に、京都府建設交通部長宛てに意見照会を行いまして、令和3年1月22日に支障なしとの回答を得ております。

会議では、建築物等の用途制限に係る質疑回答の上、地区計画（素案）について了解いただきました。

地区計画決定に係る今後の予定につきましては、資料鑑の下段に参考として記載させていただいております。現在、令和3年3月5日から19日の間、地区計画（案）の縦覧をまちづくり推進課の窓口で行っております。

地区計画（案）の説明会につきましては、令和3年3月18日、宇治田原町総合文化センター研修室1で開催する予定としております。

その後、4月頃には、法定縦覧2週間を設けまして、5月頃に都市計画審議会を開催しまして、諮問答申を行いました後に法定協議、その後、決定告示を行ってまいります。決定告示の日付につきましては、隣接する城陽市奈島地区の地区計画と合わせる予定としております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 上野です。ちょっとお聞きしたいんですけども、名神高速道路の北側の倉庫とか、土地の予定されていますね。その中で、固定資産税の徴収とか、何年度ぐらいから得られるのか。その辺、今の段階で分かるんやったらちょっと教えていただきたいな思っ。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 現在構想がございます物流施設につきましては、令和5年度の新名神高速道路全線開通までに供用開始したいということで計画は進められております。その物流施設の供用開始の2年後から課税される予定となると思います。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） その中で、大体の試算でどれぐらいの固定資産税というか、税金が見込まれる予定ですか。

○委員長（藤本英樹） 下岡課長代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 城陽市域と合わせまして、約9万平米の延床面積がございます。全体では約6,000万円の固定資産税が見込まれますけれども、宇治田原町域として、約3分の2の面積が想定されますので、約4,000万円の固定資産税の収入になるかと思われます。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、新名神高速道路建設事業について説明を求めます。下岡まちづくり推進課長事務代理。

○まちづくり推進課長事務代理兼まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、新名神高速道路建設事業についてご説明申し上げます。

令和元年12月の新名神高速道路建設に関する特別委員会におきまして、新名神高速道路の天津・城陽間、25.1kmと、八幡京田辺・高槻間の10.7kmの区間が、国の財政投融资を活用して6車線化されることが閣議決定されたことをご報告しております。その後、令和2年3月31日付で、国土交通大臣より高速道路会社へ事業許可が行われました。

資料をご覧ください。2枚目をめくっていただきますと、A4横の整備計画図があります。

天津ジャンクションから城陽ジャンクション、25.1kmにつきましては、暫定4車線として事業中でしたが、高速トラックの輸送効率化のため、後続車無人隊列走行の実現を見据えた6車線化が推進されています。暫定4車線での事業区間については、一日でも早く4車線での供用を目指しつつ、課題が大きいトンネル等の構造物については、あらかじめ6車線で施工し、早期に6車線への拡幅を目指す方針とされております。

宇治田原工事区では、既に施工済みの土工区間や一部の構造物につきましては、暫定4車線となっておりますが、現在施工中の宇治田原トンネルや宇治田原第二高架橋の構造物については、6車線で整備が進められております。今後施工予定の工事につきましては、6車線で整備されていく予定となっております。

次に、宇治田原工事区内の工事発注・進捗状況について報告いたします。資料の1枚目に一覧表として取りまとめておりますが、3枚目のA3横の位置図も併せてご覧ください。

宇治田原工区は、宇治田原町域5.7km、城陽市域0.5kmとなっております。東側から順に、府県境から岩山、岨田までが土工区間、禅定寺川をまたいで宇治田原トンネル東工口までの鋼橋が宇治田原第一高架橋、岩山、高岡原から郷之口森ヶ谷に至ります宇治田原トンネル、そして宇治田原トンネル西坑口から田原川、府道宇治木屋線をまたぎ、郷之口長井野に至るPC橋が宇治田原第二高架橋、その西側が城陽東工区の飛び工区であります土工区間の富野工事、そして（仮称）宇治田原インターチェンジとなっております。

この地図の中で、青文字で示す工事名称は竣功済みの工事、緑色で示しておりますのは現在発注中の工事となっております。

一覧表に戻っていただきますと、まず宇治田原第一高架橋につきましては、工事名称、受注者、工期と進捗率を書かせていただきましたが、進捗率につきましては、1月末時点での進捗となります。宇治田原高架橋の下部工事につきましては、既に100%完了しております。上部工にあります鋼橋工事については、既に発注は終わっておりますが、現在受注業者によって設計中ということで、現場はまだ稼働しておりません。

次に、宇治田原第二高架橋郷之口地内のものになりますが、下部工については、既に100%完了しております。田原川横断部分が森組、そこから以西が村本建設の建設でした。現在橋梁のPC上部工として、大成建設が取り組んでおりますが、現在の進捗率は1.2%となっております。PC上部工は7径間の連続ラーメン箱桁橋として施工中で、上り線、下り線を合わせた施工総延長は1,345mとなっております。今現在あります橋脚の上にピアテーブルといいます柱頭部の工事に入っておりますが、それが完成しますと、その上にトラベラーという移動作業車を載せまして、1ブロックずつコンクリートを打設して張出し施工をしていくこととなっております。

次に、宇治田原トンネルにつきましては、宇治田原トンネル東工事につきましては、戸田建設が岩山側からの掘削をしております、現在13.8%の進捗となっております。トンネル東工事のほうでは、既に315mほど掘進しており、岩山の谷山川まであと100mぐらいの地点まで掘削が終わっております。軟弱な地盤でありますために、薬注を行いながらの掘削となっているので、予定工期よりも少しずつ遅れております。トンネル西工事につきましては、現在下り線36mについて掘進が完了しております。まだ岩の深部に至っていないために、比較的軟弱な地盤となっておりますので、共にナトム工法による機械掘削中で、現在まで発破が行われたことはございません。

次に、土工ですけれども、岩山工事、禅定寺工事については100%完了しており

ます。富野工事につきましては、青木あすなろ建設が施工しておりますが、現在36.5%の進捗率となっております。土工事の禅定寺工事の中で、工事用道路としまして、都市計画道路宇治田原山手北線の路体が築造されております。富野工事は城陽スマートインター付近とか、陸上自衛隊長池演習場の代替地などに土砂が必要なため、城陽市の東部丘陵地に土砂を搬出しております。一番下に、宇治田原工事現在入札公告中ですが、1,170日の工期期間を設けて今後発注されます。これは禅定寺地内での大土工事となっております。

最後に、宇治田原トンネル西工事の安全祈願祭が4月9日金曜日に、受注者であります鹿島建設株式会社によって執り行われます。議員の皆様にも来賓としてご案内申し上げたいと聞いておりますので、ご多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

これにて、まちづくり推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「その他で」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 次に、日程第3、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手をお願いいたします。谷口委員。

○委員（谷口 整） 新庁舎、この庁舎ができて半年余りになるんですけども、前の旧庁舎と比べれば相当広い。各理事の横辺りに協議用のテーブルがあると思うんですけども、あの協議用のテーブルは職員さんの協議用、もしくは来客のテーブル、どちらで運用されていますか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご指摘等々でございますけれども、それぞれの理事の

ところに置いている席につきましては、それぞれ下に各課がございますので、課員との相談、そういうことを基本に設置をさせていただいております。また、いろんな方々の相談につきましては、1階、2階等々にいろいろと相談室をたくさん設けておりますので、そちらのほうを使っていただくようお願いしているというのが現状でございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 前の庁舎ですと狭かったので、1階、2階共にカウンターの中に協議用のテーブルがあって、住民の方も部外者も含めて、中で協議をされていたんですけども、今のお話だと、あの協議用のテーブルは職員さんの協議用のテーブルやと。それはそれでいいと思うんですけども、何を言いたいかといいますと、この前の重大事件の第三者委員会の中で決裁の回し方、それが委員さんから指摘されていましてよね。というのは、職員さんの中でも一部の人間しか見たらいかん決裁の部分が机の上に置いてあったりとか、何もカバーをせずに回す、そのことによって情報が漏えいするということの意見が出ていたんです。それで、今は庁舎の中の事務室、そこに一般の方の出入り等があれば、例えば1階ですと個人情報、いろんな情報を取り扱っている。はたまた2階はそういう建設なんかの事業系の見積りとか、そういう書類も置いてある。だから、部外者の事務室内への入室はどのようになっていますか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまご質問いただきました内容でございますけれども、基本的に、理事の横に置いている机は、先ほど言いましたように各課との打ち合せ。そういう中で、今おっしゃったように、そういったところに部外の方がお見えになったら、決裁とかそういうものが目につくということもございますので、その辺については、基本的には窓口のところにて全て、椅子と、前にも座っていただくようになっておりますので、十分そこで足りるけれども、なかなかそういったプライバシーのこととかいうようなことがありましたら、相談室もあるので、そちらのほうでお願いします。これが基本でございますけれども、今ご指摘いただきましたように、じゃ、日常はどうなんかというと、お見えになって、そして中で相談いただく方というたら、大体今、私も状況を見ていますと、議員の皆さんか、あるいはまた自治会の方が非常に多いのかなと思いますけれども、そういった状況もあるわけでございますけれども、先ほどのご指摘もいただく中、今後そういう対応についても、いろんな情報、状況が外部に漏れないようにするためには、そういった点についても、細心の注意を払って対応していくことが大事かなと思っ

ております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 前の庁舎と違って、非常に広がって、それなりの協議、部外者の人なりと話をする場もありますので、事務室内には極力部外者の人が入らないように心掛けていただきたいなと思うんです。そのことによって、この前の事件が起こったかと、そういう単純な問題ではないんですけれども、やはり個人情報なり、非常に重要な情報等を扱っている事務室ですので、その辺りの意識の改革も含めてきちっとやっていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。山下副町長。

○副町長（山下康之） 私のほうから、1件ご報告と、またお詫びも踏まえて申し上げるところでございます、ちょっと立たせていただいて申し上げたいと思います。

昨年の3月の補正の中で、令和元年度の3月補正ということでお願いしてまいりました産地生産基盤パワーアップ事業ということで、町内のそういった農業を営む若手青年のほうから3名の方で、そういった碾茶工場をやりたいと、こういって議会の議決もいただいたところでございますけれども、そういう中で、その3名でしっかりやっていきたいということで、町でも議会の議決をいただき、また京都府なり、国のほうまでお願いをしてきたわけでございますけれども、この間いろいろと、その3名に対して、いろんな角度からいろんな議論をしてまいりましたけれども、どうしても体調のほうが悪くない。急遽、緊急に倒れられて、そういった事業ができないということで聞いておりました、このことについては、京都府なり、また国のほうにも、そういう内々のお話もしていたわけで、国、府のほうは一定のご理解をいただいているというところでございますけれども、この大事な町議会におきまして、特に緊急的な補正でお願いしたということもございまして、大変申し訳ないんですけれども、昨年の3月補正でお願いしました産地生産基盤パワーアップ事業については、断念せざるを得ないということで、大変申し訳ございませんけれども、私のほうからご報告申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 事務局から、何かございませんか。

ないようでございますので、日程第3、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案11件、所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終

了できましたことに御礼申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。

本年度も残すところあと2週間余りとなりました。令和3年度の予算が18日から審査されようとしております。各課におかれましては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度が変わりましても遺漏のないようよろしくお願いをしておきます。令和3年度4月の閉会中の委員会におきましては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月19日午前10時から開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時13分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      藤   本   英   樹